

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金Q & A

問1 事業募集期間中に募集要項が未公表であるコンクールへの出品は申請できますか。

(募集要領第2関係)

答 例年開催されているが次回の募集要項が未公表であるコンクールへの出品は、直近年度の出品料等を参考にして申請が可能です。正式な募集要項の公表後、出品料等の改定がある場合は、事業計画の変更申請が必要になる場合がありますので、事由が発生した際は、産業技術課地酒・食品振興係へご相談ください。

問2 「最高位評価」とはどのようなものですか。(募集要領第2関係)

答 本事業において、「最高位評価」とは、トロフィーや審査員賞といった、部門に一つしかない特別賞等を除き、審査で選出される最も上位の賞を指します。下表に主なコンクールの例を記載しますので参考にしてください。下表以外のコンクールに出品する場合は、産業技術課地酒・食品振興係へお問い合わせください。

コンクール名	最高評価
IWC(インターナショナルワインチャレンジ)	ゴールドメダル
Kura Master(クラマスター)	プラチナ賞
全米日本酒飲評会	金賞
DWWA(デキャンタ・ワールド・ワイン・アワード)	金賞
CDV(チャレンジ・インターナショナル・デュ・ヴァン)	金賞
フェミニリーズ世界ワインコンクール	金賞
リュブリアーナ国際ワインコンクール	金賞

問3 直近のコンクールの受賞結果が未公表の場合、受賞の有無をどのように判断しますか。

(募集要領第2関係)

答 令和8年4月1日時点の受賞歴で判断してください。

問4 過去に受賞歴があるコンクールへの出品は補助の対象になりますか。(募集要領第2関係)

答 過去3年以内に「最高位評価」を受賞したことがない国際コンクール等への出品が対象です。ただし、新たな部門への出品や、過去3年以内に「最高位評価」を受賞した部門であっても、過去3年に最も多く「最高位評価」を受賞した年の受賞数を超過して出品する場合の超過出品分にかかる費用は、補助の対象です。

【参考事例①】IWC2023 純米酒部門でゴールドメダルを2銘柄、IWC2025 純米酒部門でゴールドメダルを1銘柄、シルバーメダルを1銘柄受賞、普通酒部門でシルバーメダル及びブロンズメダルを1銘柄ずつ受賞した。IWC2026 へ純米酒部門で3銘柄、普通酒部門で3銘柄を出品する。

この場合において、IWC においてはゴールドメダルを「最高位評価」(問2参照)とし、補助対象を下記のとおりとする。

(補助対象となる出品銘柄) IWC2026 における純米酒部門への出品 1 銘柄、普通酒部門への出品 3 銘柄

(補助対象外となる出品銘柄) IWC2026 における純米酒部門への出品 2 銘柄

【参考事例②】 IWC2023 でゴールドメダルを 2 銘柄 (赤・白各 1 銘柄)、IWC2025 でゴールドメダルを 2 銘柄 (赤)、シルバーメダルを 2 銘柄 (赤・白)、ブロンズメダルを 1 銘柄 (白) 受賞した。IWC2026 へ赤ワイン及び白ワインそれぞれ 3 銘柄を出品する。

この場合において、IWC においてはゴールドメダルを「最高位評価」(問 2 参照)とし、補助対象を下記のとおりとする。

(補助対象となる出品銘柄) IWC2026 における赤ワイン 1 銘柄、白ワイン 2 銘柄

(補助対象外となる出品銘柄) IWC2026 における赤ワイン 2 銘柄、白ワイン 1 銘柄

問 5 出品 (エントリー) 後のコンクールに補助金を活用することはできますか。

(募集要領第 2 関係)

答 原則として、出品は補助金交付決定後に行っていただきます。交付決定前に出品済みのコンクールには、本補助金は活用できません。

応募時点で出品締め切りが間に迫っている等事情がある場合は、あらかじめ産業技術課地酒・食品振興係へご相談ください。

問 6 申請から補助金支払までのスケジュールを教えてください。(募集要領第 7 関係)

答 本補助金のおおまかな事業実施スケジュールを以下のとおり整理しましたので、参考としてください。

① 応募書の審査

応募書類受領後、選定委員会 (随時) を開催し、おおむね 2 週間程度で審査結果を通知 (補助金額の内示)

② 補助金の交付決定

補助金交付申請書受領後、おおむね 2 週間程度で補助金の交付決定を通知

③ 事業開始

原則、コンクールへの出品は県からの交付決定後に行ってください。

④ 補助金額の確定

事業完了後 30 日以内もしくは令和 9 年 3 月 12 日のどちらか早い日までに実績報告書をご提出ください。

実績報告書受領後、おおむね 2 週間程度で補助金額を確定します。

⑤ 補助金の支払

交付請求書受領後、おおむね 2 週間程度で補助金を支払います。

問 7 事業開始年月日及び事業終了年月日はどのようなものですか。(募集要領第 7 関係)

答 対象経費※の執行を事業開始年月日～事業終了年月日の間に行う必要があります。

①事業開始年月日：出品にかかる手続きを開始した日になります。例えば、コンクールのエントリーや、出品代行を業者に委託依頼する日等、事業に係る手続きを

最初に行った日が考えられます。

②事業終了年月日：原則として、必要経費の支払いを含めた出品にかかる手続き等が完了した最後の日になります。例えば、出品酒の輸送手続き依頼にかかる領収書の発行日や、申請書類等の作成に係る外国語翻訳にかかる領収書の発行日等が考えられます。

※事業により対象経費が異なりますので、ご不明な場合は産業技術課地酒・食品振興係へお問い合わせください。

問8 「品質向上に向けた取組」とはなんですか（募集要領第9関係）

答 自社内や他社と共同した栽培や醸造技術向上に向けた研究会、衛生環境の向上による品質の向上を目指すための HACCP (の考え方) 等の導入などが考えられます。自社で行っている取組について幅広く記載してください。

問9 海外通貨による支払いの場合、いつの時点のレートで費用を計算すればよいですか（募集要領第4関係）

答 原則、計画の段階では計画書（様式第2号）の提出日のレートで、実績報告の段階では実際の支払日のレートで計算してください。なお、レートの変動により交付決定額に変更が生じる場合、変更承認申請が必要となる場合がありますので、産業技術課までご相談ください。